

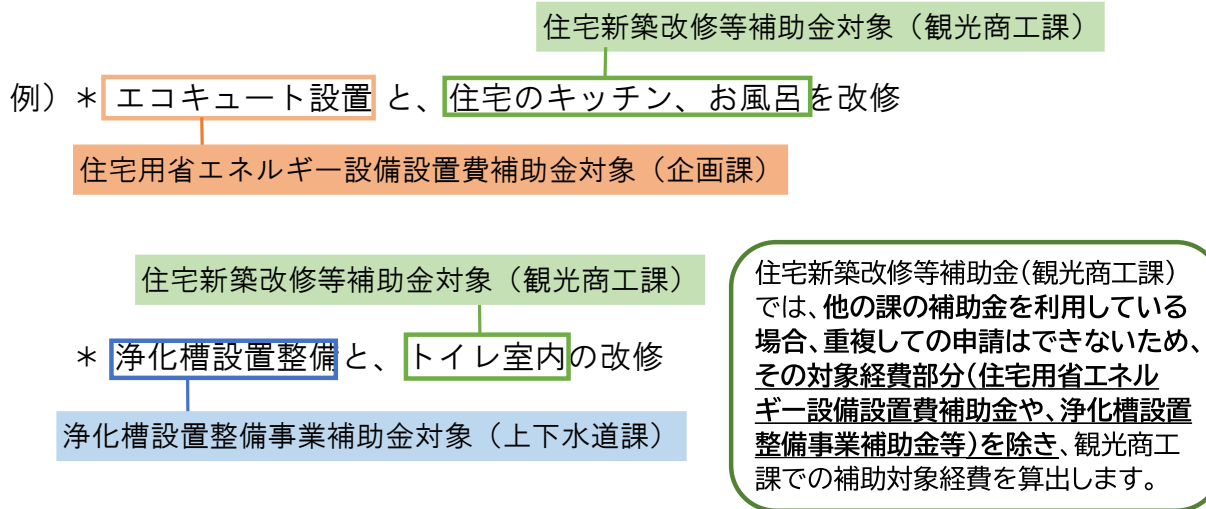
# みなかみ町 住宅及び店舗改修・空き家購入等 補助金関係一覧

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| ・ みなかみ町住宅用省エネルギー設備設置費補助金  | 【企画課】    |
| ・ みなかみ町空き家バンク活用補助金        | 【企画課】    |
| ・ みなかみ町重度身体障害者等住宅改造費補助金   | 【介護福祉課】  |
| ・ みなかみ町介護保険住宅改修費補助金       | 【介護福祉課】  |
| ・ みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金      | 【子育て支援課】 |
| ・ みなかみ町浄化槽設置整備事業補助金       | 【上下水道課】  |
| ・ みなかみ町浄化槽宅内配管工事費補助金      | 【上下水道課】  |
| ・ みなかみ町下水道事業に伴う排水設備工事費補助金 | 【上下水道課】  |
| ・ みなかみ町住宅等新築改修等補助金（住宅）    | 【観光商工課】  |
| ・ みなかみ町住宅等新築改修等補助金（店舗）    | 【観光商工課】  |
| ・ みなかみ町木造住宅耐震改修補助金        | 【地域整備課】  |

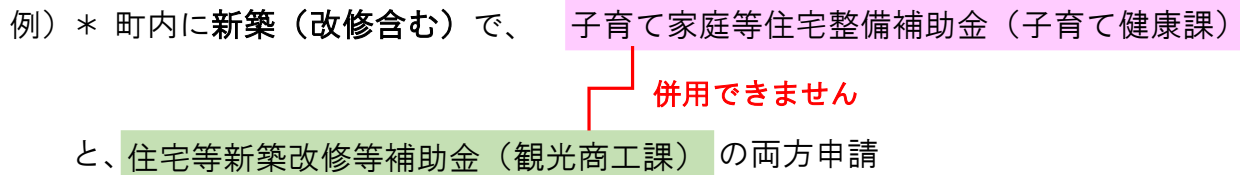
## 表のマークの見方

○：併用できます。（重複する工事箇所は申請できません。）

1つの工事に対して複数の補助金の併用はできないが、工事箇所が別であればそれぞれに対して使用可。



×：併用できません。



# 住宅用省エネルギー設備設置費補助金

担当課：企画課 企画調整係

## ■補助対象者

「住宅用太陽光発電システム」又は「高効率給湯器設備」を新たに設置するもの

- 町内の自ら居住する住宅（店舗との併用住宅可）に設置する方及び、補助対象設備が設置された自ら居住する予定の住宅（建売住宅）を購入する方
- 町民である方または町民となることが確実であると認められる方
- 世帯の全員が町税等を滞納していない方
- 過去において本町から同じ内容の補助を受けていない方
- ※ 過去に太陽光発電設備の補助金を受けた後、高効率給湯器の補助金を受けることは可能またはその逆も可能。
- その他詳細条件あり。

## ■補助対象工事

「住宅用太陽光発電システム」又は「高効率給湯器設備」にかかる工事

※ リース品の設置は対象外。未使用品であるものに限る。その他設備ごとに条件あり

## ■補助率及び補助金額

| 設備      |                     | 補助率                                           | 補助金額                       |
|---------|---------------------|-----------------------------------------------|----------------------------|
| 太陽光発電設備 |                     | 設置する太陽電池の最大出力の値に25,000円を乗じて得た額（1kwあたり25,000円） | 上限10万円                     |
| 高効率給湯器  | 太陽熱温水器              | 1家庭1台                                         | 自然循環式 上限2万円<br>強制循環式 上限4万円 |
|         | エコキュート              | 1家庭1台                                         | 4万円                        |
|         | エコウィル               | 1家庭1台                                         | 4万円                        |
|         | エネファーム              | 1家庭1台                                         | 4万円                        |
|         | ハイブリッド給湯器           | 1家庭1台                                         | 4万円                        |
|         | エコジョーズ<br>またはエコフィール | 1家庭1台                                         | 2万円                        |

設置例



太陽光発電設備



高効率給湯器

## ■他の補助金併用について

※ ○でも補助対象外になる場合もあるので各担当課へお問い合わせください。

|                   | 空き家バンク活用補助金 | 重度身体障害者等住宅改造費補助金 | 介護保険住宅改修費補助金 | 子育て家庭等住宅整備補助金 | 浄化槽設置整備費補助金 | 浄化槽宅内配管工事費補助金 | 下水道等事業に伴う排水設備工事費補助金 | 住宅等新築改修等補助金（住宅） | 住宅等新築改修等補助金（店舗） | 木造住宅耐震改修補助金 |
|-------------------|-------------|------------------|--------------|---------------|-------------|---------------|---------------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | ○           | ○                | ○            | ○             | ○           | ○             | ○                   | ○               | ×               | ○           |

表のマークの見方

- ：併用できます。（重複する工事箇所は申請できません。）
- ×：併用できません。

# 空き家バンク活用補助金

担当課：企画課 企画調整係

## ■補助対象者

みなかみ町の空き家バンクに登録された空き家等をみなかみ町に定住する意思を持って賃借するもの又は購入するもの

- みなかみ町に住民登録があり、かつ補助金の申請時に夫婦の合計年齢が90歳未満であること
- 本町に転入した方で、転入の届出日から3月以内であり、当該転入の際に継続して3年以上本町以外の市区町村の住民基本台帳に記録されていた方
- 町税等に滞納がないこと

## ■補助金の種類

○ 賃貸借補助金 … 空き家等の（土地のみは含まない）賃借費用。  
（3年間の賃貸借料）

※ 事業主が従業員に対して支給又は負担するすべての手当等及び  
公的制度による家賃補助等を控除した額とする。

○ 空き家等購入補助金 … 購入費用（宅地のみ購入の場合も含む）



## ■補助率及び補助金額

| 補助率・補助金上限額<br>補助金の種類 | 補助率  | 上限額               |          |
|----------------------|------|-------------------|----------|
|                      |      | 若年夫婦              | 左記以外の転入者 |
| 賃貸借補助金               | 1/4  | 上限1万円/月<br>（上限3年） | -        |
| 空き家等購入補助金            | 1/10 | 上限100万円           | 上限50万円   |

## ■他の補助金併用について

※ ○でも補助対象外になる場合もあるので各担当課へお問い合わせください。

|             | 住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 重度身体障害者等住宅改造費補助金 | 介護保険住宅改修費補助金 | 子育て家庭等住宅整備補助金 | 浄化槽設置整備費補助金 | 浄化槽宅内配管工事費補助金 | 下水道等事業に伴う排水設備工事費補助金 | 住宅等新築改修等補助金（住宅） | 住宅等新築改修等補助金（店舗） | 木造住宅耐震改修補助金 |
|-------------|-------------------|------------------|--------------|---------------|-------------|---------------|---------------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 空き家バンク活用補助金 | ○                 | ○                | ○            | ○             | ○           | ○             | ○                   | ○               | ×               | ○           |

表のマークの見方

○：併用できます。（重複する工事箇所は申請できません。）

×：併用できません。

# 重度身体障害者等住宅改造費補助金

担当課：介護福祉課 生活福祉係

## ■補助対象者

下肢、体幹、視覚または上肢に重度の障がいをもつ者及び児童が居住する住宅の設備を障がい者に適するように改造する方

○ みなかみ町に住民登録し居住している者で、次の①②の該当者 ※ 1世帯につき1回限り

① 身体障害者手帳交付者で次のいずれかの該当者または世帯同一者

- ・ 下肢障害 1, 2 級
- ・ 体幹障害 1, 2 級
- ・ 視覚障害 1 級
- ・ 上肢障害 1, 2 級（それぞれの上肢に 4 級以上）

② 世帯構成員の当該年度分町民税の合算額が 1 6 万円未満



## ■補助率及び補助金額

| 補助対象工事                    | 補助率          | 補助金額                         |
|---------------------------|--------------|------------------------------|
| 浴室、便所、玄関、台所等の<br>バリアフリー工事 | 補助対象工事の5/6以内 | 上限額 50万円（1世帯につき）<br>※千円未満切捨て |

## ■他の補助金併用について

※ ○でも補助対象外になる場合もあるので各担当課へお問い合わせください。

|                  | 住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 空き家バンク活用補助金 | 介護保険住宅改修費補助金 | 子育て家庭等住宅整備補助金 | 浄化槽設置整備費補助金 | 浄化槽宅内配管工事費補助金 | 下水道等事業に伴う排水設備工事費補助金 | 住宅等新築改修等補助金（住宅） | 住宅等新築改修等補助金（店舗） | 木造住宅耐震改修補助金 |
|------------------|-------------------|-------------|--------------|---------------|-------------|---------------|---------------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 重度身体障害者等住宅改造費補助金 | ○                 | ○           | ○            | ○             | ○           | ○             | ○                   | ○               | ×               | ○           |

表のマークの見方

○：併用できます。（重複する工事箇所は申請できません。）

×：併用できません。

# 介護保険住宅改修費補助金

担当課：介護福祉課 高齢介護係

## ■補助対象者

要介護、要支援者（介護認定を受けた方）

## ■補助対象工事

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取り換え
- 様式便所等への便器の取り換え
- その他これらの住宅改修に附帯して必要となる改修



## ■補助率及び補助金額

認定を受けた負担割合証により補助率が異なる。

| 介護保険負担割合 | 補助率        | 補助金額     |
|----------|------------|----------|
| 1割       | 対象工事費の9/10 | 上限額 20万円 |
| 2割       | 対象工事費の8/10 | 上限額 20万円 |
| 3割       | 対象工事費の7/10 | 上限額 20万円 |

※ 要介護、要支援者世帯で、原則同一住宅20万円まで

※ 申請書は着工前に必ず提出すること

（提出書類にケアマネージャー等の作成した書類が必要ですので、最初にケアマネージャーと相談してください）

## ■他の補助金併用について

※ ○でも補助対象外になる場合もあるので各担当課へお問い合わせください。

|              | 住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 空き家バンク活用補助金 | 重度身体障害者等住宅改修費補助金 | 子育て家庭等住宅整備補助金 | 浄化槽設置整備費補助金 | 浄化槽宅内配管工事費補助金 | 下水道等事業に伴う排水設備工事費補助金 | 住宅等新築改修等補助金（住宅） | 住宅等新築改修等補助金（店舗） | 木造住宅耐震改修補助金 |
|--------------|-------------------|-------------|------------------|---------------|-------------|---------------|---------------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 介護保険住宅改修費補助金 | ○                 | ○           | ○                | ○             | ○           | ○             | ○                   | ○               | ×               | ○           |

※表のマークの見方

○：併用できます。（重複する工事箇所は申請できません。）

×：併用できません。



# 子育て家庭等住宅整備補助金

担当課：子育て支援課 子育て支援係

## ■補助対象者

下記の全てを満たすもの

- 町内に住所がある方（整備完了後、6か月以内に転入できる方）
- 中学生以下の児童を養育している世帯の方、または妊婦がいる世帯の方、または結婚3年以内かつ夫婦の年齢の合計が100歳未満の世帯
- 町税等の滞納がない世帯の方
- 住宅整備後、町内に3年以上居住する者



## ■対象工事

○ 個人住宅及び併用住宅の新築、増改築・改修及び取得

- ・新 築：工事費1,000万円以上
- ・改修等：工事費 500万円以上
- ・取 得：取得費 500万円以上

※ 併用住宅の工事については、個人住宅部分を補助対象とし共用部分については床面積の割合で案分

※ 土地の取得や倉庫・車庫・門扉塀などの住宅以外の整備は補助対象外です。

※ 町の他の住宅に関する補助制度を受けないこと。ただし他の補助制度（エコキュート・太陽光システム・合併浄化槽設置など）の対象外となる工事、又はその事業費分を本申請の対象事業費から差し引くことにより補助対象となる場合があります。単なるトイレと浴室のみの改修で居室（リビング・ダイニング・和室・キッチン・寝室・勉強部屋）の整備を含まないものは補助対象外です。

※ この要綱に基づく補助金の交付は一度限りです（過去にこの制度の補助金を活用していないこと）。

住宅の取得と改修とを合わせての申請や、複数の契約を合わせての申請はできません。

※ 工事等契約したら早めに申請する必要があります（完了後の申請はできません）

## ■補助率及び補助金額

| 区分     | 対象要件             | 補助率                                 | 補助限度額            |
|--------|------------------|-------------------------------------|------------------|
| 新 築    | 工事費<br>1,000万円以上 | 対象事業経費の<br>10%の額<br>(千円未満は<br>切り捨て) | 100万円            |
| 増改築・改修 | 工事費<br>500万円以上   |                                     | (50万円～)<br>100万円 |
| 住宅の取得  | 取得費<br>500万円以上   |                                     | (50万円～)<br>100万円 |

## ■他の補助金併用について

※ ○でも補助対象外になる場合もあるので各担当課へお問い合わせください。

|               | 住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 空き家バンク活用補助金            | 重度身体障害者等住宅改造費補助金 | 介護保険住宅改修費補助金 | 浄化槽設置整備費補助金 | 浄化槽宅内配管工事費補助金 | 下水道等事業に伴う排水設備工事費補助金 | 住宅等新築改修等補助金（住宅） | 住宅等新築改修等補助金（店舗） | 木造住宅耐震改修補助金 |
|---------------|-------------------|------------------------|------------------|--------------|-------------|---------------|---------------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 子育て家庭等住宅整備補助金 | ○                 | ○<br>「空き家購入」と「取得」は併用不可 | ○                | ○            | ○           | ○             | ○                   | ○<br>(取得のみ)     | ×               | ○           |

※表のマークの見方

○：併用できます。（重複する工事箇所は申請できません。）

×：併用できません。

# 浄化槽設置整備事業補助金

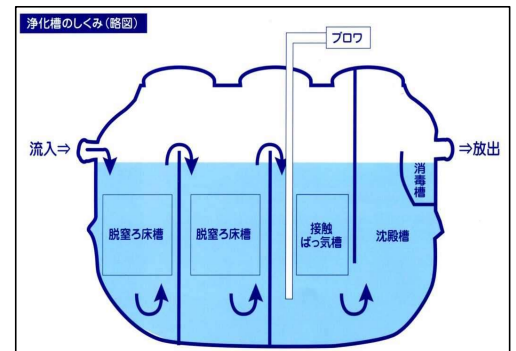
担当課：上下水道課 上下水道係

## ■補助対象者

- 処理対象50人以下の浄化槽の新規設置または転換設置のする方
- 下水道計画区域外等で浄化槽を設置する者で下記の全てを満たす者
  - ・みなかみ町に住民登録がある方または登録されることが角質であると認められる方および町長が環境保全上特に必要と認めた場合
  - ・下水道の許可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外に浄化槽を設置する方。ただし、下水道予定処理区域内であっても、下水道の整備が当面見込まれない区域は補助の対象となります。
  - ・地域し尿処理施設および農業集落排泄処理施設等の生活排水処理施設による処理をしようとする区域以外に浄化槽を設置する方。ただし、処理区域内であっても、施設の整備が当面見込まれない区域は補助の対象となります。
  - ・当該年度中に事業を完成し、実績報告書が提出できる方。
  - ・税金等の滞納がないこと。
- その他の条件もあり。

## ■対象工事

浄化槽の設置に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。



## ■補助金額

| 人槽区分    | 新設       | 転換       |
|---------|----------|----------|
| 5人槽     | 414,000円 | 414,000円 |
| 7人槽     | 474,000円 | 474,000円 |
| 10～50人槽 | 660,000円 | 660,000円 |

## ■他の補助金併用について

※ ○でも補助対象外になる場合もあるので各担当課へお問い合わせください。

|             | 住宅用省エネルギー設備設置補助金 | 空き家バンク活用補助金 | 重度身体障害者等住宅改造費補助金 | 介護保険住宅改修費補助金 | 子育て家庭等住宅整備補助金 | 浄化槽宅内配管工事費補助金 | 下水道等事業に伴う排水設備工事費補助金 | 住宅等新築改修等補助金(住宅) | 住宅等新築改修等補助金(店舗) | 木造住宅耐震改修補助金 |
|-------------|------------------|-------------|------------------|--------------|---------------|---------------|---------------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 浄化槽設置整備費補助金 | ○                | ○           | ○                | ○            | ○             | ○             | ×                   | ○               | ○               | ○           |

※表のマークの見方

- ：併用できます。（重複する工事箇所は申請できません。）
- ×：併用できません。



# 浄化槽宅内配管工事費補助金

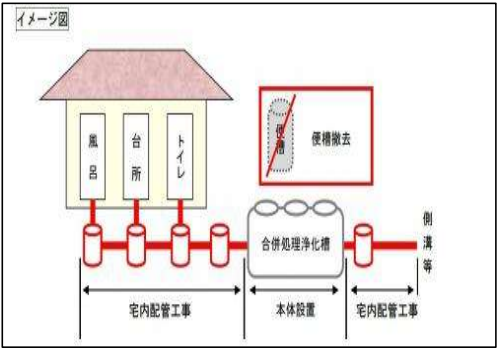
担当課：上下水道課 上下水道係

## ■補助対象者

- 当該年度中に合併浄化槽を整備した方
- 既設の単独処理浄化槽、または汲み取り層が確認できること。
- 既設の単独処理浄化槽、または汲み取り層を原則として撤去処分すること。
- みなかみ町の浄化槽設置整備事業により浄化槽のうち転換設置したものであって、宅内配管工事（浄化槽への流入管（便所、台所、風呂等からの排水管をいう。）、ます及び収去の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置にかかる工事をいう。以下「補助対象工事」という。）であること。
- 当該年度末までに浄化槽の使用が開始されること。
- 町税等を滞納していないこと。

## ■対象工事

みなかみ町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱に基づく  
浄化槽設置整備事業において、転換による浄化槽を設置する  
場合の宅内配管工事。



## ■補助金額

補助対象工事費に要した費用の額（千円未満切捨て） 上限 10 万円

※ 対象経費を考慮し、上記補助金額を予算の範囲内で交付。

## ■他の補助金併用について

※ ○でも補助対象外になる場合もあるので各担当課へお問い合わせください。

|               | 住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 空き家バンク活用補助金 | 重度身体障害者等住宅改造費補助金 | 介護保険住宅改修費補助金 | 子育て家庭等住宅整備補助金 | 浄化槽設置整備費補助金 | 下水道等事業に伴う排水設備工事費補助金 | 住宅等新築改修等補助金（住宅） | 住宅等新築改修等補助金（店舗） | 木造住宅耐震改修補助金 |
|---------------|-------------------|-------------|------------------|--------------|---------------|-------------|---------------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 浄化槽宅内配管工事費補助金 | ○                 | ○           | ○                | ○            | ○             | ○           | ×                   | ○               | ○               | ○           |

※表のマークの見方

○：併用できます。（重複する工事箇所は申請できません。）

×：併用できません。

# 下水道事業に伴う排水設備工事費補助金

担当課：上下水道課 上下水道係

## ■補助対象者

専用住宅や併用住宅において、浄化槽や汲み取り便所を廃止し、下水層へ接続する工事をされる方

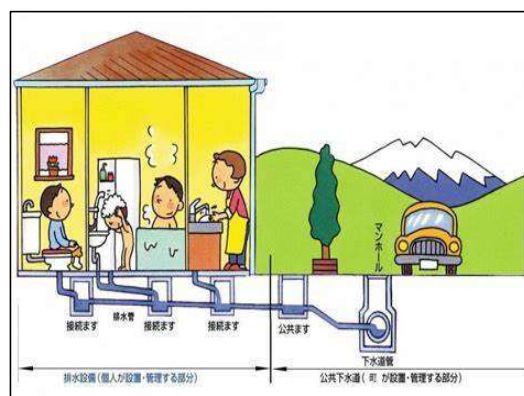
- 既設の汲み取り便所を水洗便所に改造する工事
- 既設の浄化槽を廃止（既存の浄化槽を撤去又は環境に影響が及ばないように当該浄化槽を設置することをいう。）する工事
- 下水道等事業の処理区域内にある専用住宅又は併用住宅（以下「住宅等」という。）において補助対象工事を行う者（国、地方公共団体、公社、公団及び法人を除く。）
- 住宅等の所有者又は当該住宅等の所有者の同意を得た所有者。
- 町税等を滞納していないこと。

※ 以下は対象外

- ・ 住宅等の新築に伴う補助対象工事
- ・ 当該住宅等を販売する目的で、補助対象工事を行なう者。
- ・ その他町長が不適当と認める者

## ■対象工事

- 既存の汲み取り便所を水洗便所に改造して行なう接続工事
- 既存の浄化槽を廃止して行なう接続工事



## ■補助金額

補助対象工事費に要した費用の額（千円未満切捨て） 上限１０万円

※ 対象経費を考慮し、上記補助金額を予算の範囲内で交付。

## ■他の補助金併用について

※ ○でも補助対象外になる場合もあるので各担当課へお問い合わせください。

|                     | 住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 空き家バンク活用補助金 | 重度身体障害者等住宅改造費補助金 | 介護保険住宅改修費補助金 | 子育て家庭等住宅整備補助金 | 浄化槽設置整備費補助金 | 浄化槽宅内配管工事費補助金 | 住宅等新築改修等補助金（住宅） | 住宅等新築改修等補助金（店舗） | 木造住宅耐震改修補助金 |
|---------------------|-------------------|-------------|------------------|--------------|---------------|-------------|---------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 下水道等事業に伴う排水設備工事費補助金 | ○                 | ○           | ○                | ○            | ○             | ×           | ×             | ○               | ○               | ○           |

※表のマークの見方

○：併用できます。（重複する工事箇所は申請できません。）

×：併用できません。

# 住宅等新築改修等補助金（住宅）

担当課：観光商工課 商工振興係

## ■補助対象者

- みなかみ町に住民登録を行なっている者で、下記の全てを満たす者
- 個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事をする者
  - 町内に建築された個人住宅及び併用住宅の所有者又は町内に新築を予定している個人住宅及び併用住宅の建築主である者
  - 町内に本社又は本店を有する工事事業者を利用する者
  - 町税等を滞納していないこと。
  - 当該工事について、他の補助制度を受けていないこと。ただし、他の補助制度等の対象外となる工事は、その事業費分を差し引き補助対象とする。

## ■対象工事

- 個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修又は増築工事
  - 住宅部分に対する工事（店舗・事務所・車庫・倉庫等に対する工事は除く。）
  - 施工業者はみなかみ町内に本社又は本店を有すること。
  - 工事費用20万円以上の工事
- ※ 併用住宅の工事については、個人住宅部分を補助対象とし共用部分については床面積の割合で案分

## ■補助率及び補助金額

| 対象工事                                              | 補助率      | 補助金額                                 |
|---------------------------------------------------|----------|--------------------------------------|
| 個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修<br>又は増築工事<br>※ 工事費用 20万円以上 | 対象工事の10% | 上限額 20万円<br>(対象工事費200万円以上の場合 一律20万円) |

- ※ 当該同一の住宅に係る補助金が上限額に達するまで数回にわたって交付することができる。
- ※ 上限額に達した場合、当該同一の住宅に係る直近の交付確定日の翌年度から5年経過したのち、限度額まで再申請可能。

## ■他の補助金併用について

※ ○でも補助対象外になる場合もあるので各担当課へお問い合わせください。

|                 | 住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 空き家バンク活用補助金 | 重度身体障害者等住宅改造費補助金 | 介護保険住宅改修費補助金 | 子育て家庭等住宅整備補助金 | 浄化槽設置整備費補助金 | 浄化槽宅内配管工事費補助金 | 下水道等事業に伴う排水設備工事費補助金 | 住宅等新築改修等補助金（店舗） | 木造住宅耐震改修補助金 |
|-----------------|-------------------|-------------|------------------|--------------|---------------|-------------|---------------|---------------------|-----------------|-------------|
| 住宅等新築改修等補助金（住宅） | ○                 | ○           | ○                | ○            | ○<br>(取得のみ)   | ○           | ○             | ○                   | ×               | ○           |

- ※表のマークの見方
- ：併用できます。（重複する工事箇所は申請できません。）
  - ×：併用できません。

# 住宅等新築改修等補助金（店舗）

担当課：観光商工課 商工振興係

## ■補助対象者

- 個人又は登記簿上の本店の所在地が町内にある営利を目的とする法人で、次のいずれかに該当するもの。  
ただし、別表1\*に掲げる業種に事業者を除く。
- ア 町内の店舗において、現に営業を営んでいること
- イ 町内の空き店舗において、事業を営もうとしていること
- ウ 自宅等を改修し、事業を営もうとしていること
- エ 町内に店舗等の新築を予定し、事業を営もうとしていること
- 5年以上継続して事業を営む見込みがある者。
- 町税等に滞納がない者。
- 当該工事について、他の補助制度を受けない又は5年以内に他の補助制度の交付を受けていないこと
- みなかみ町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

\*〈別表1〉

|     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 1   | 金融・保険業（保険媒介代理業務及び保険サービス業を除く。）     |
| 2   | 医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所       |
| 3   | 以下のサービス業                          |
| (1) | 易断所、観相業、相場案内業                     |
| (2) | 競輪・競馬等の競争場、競技団                    |
| (3) | 芸妓業、芸妓斡旋業                         |
| (4) | 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業           |
| (5) | 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。） |
| (6) | 集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものを除く。）      |
| (7) | 宗教                                |
| (8) | 政治・経済・文化団体                        |

## ■対象工事

- 店舗等の新築、改修、修繕、補修又は増築工事
- 施工業者はみなかみ町内に本社又は本店を有すること。
- 工事費用20万円以上の工事

## ■補助率及び補助金額

| 対象工事                                       | 補助率      | 補助金額                                 |
|--------------------------------------------|----------|--------------------------------------|
| 店舗等の新築、改修、修繕、<br>補修又は増築工事<br>※ 工事費用 20万円以上 | 対象工事の10% | 上限額 20万円<br>(対象工事費200万円以上の場合 一律20万円) |

※ 当該同一の補助対象店舗等に係る補助金が上限額に達するまで数回にわたって交付することができる。

※ 上限額に達した場合、当該同一の補助対象店舗等に係る直近の交付確定日の翌年度から5年経過したのち、限度額まで再申請可能。

## ■他の補助金併用について ※ ○でも補助対象外になる場合もあるので各担当課へお問い合わせください。

|                 | 住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 空き家バンク活用補助金 | 重度身体障害者等住宅改造費補助金 | 介護保険住宅改修費補助金 | 子育て家庭等住宅整備補助金 | 浄化槽設置整備費補助金 | 浄化槽宅内配管工事費補助金 | 下水道等事業に伴う排水設備工事費補助金 | 住宅等新築改修等補助金（住宅） | 木造住宅耐震改修補助金 |
|-----------------|-------------------|-------------|------------------|--------------|---------------|-------------|---------------|---------------------|-----------------|-------------|
| 住宅等新築改修等補助金（店舗） | ×                 | ×           | ×                | ×            | ×             | ○           | ○             | ○                   | ×               | ×           |

※表のマークの見方

○：併用できます。（重複する工事箇所は申請できません。）

×：併用できません。

# 木造住宅耐震改修補助金

担当課：地域整備課 都市計画係

■補助対象者

- 下記の全てに該当する者。
- みなかみ町に住民登録を行なっている者で、補助対象住宅の所有者または居住者
  - 世帯員の中に町税等を滞納している者がいないこと。

■補助対象住宅

- みなかみ町内に存する木造住宅で、下記の全てに該当するもの。
- 昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が1/2以上のもの）
  - 在来軸組工法で建築した平屋建て又は2階建てのもの
  - 耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの。

■補助対象工事

- 耐震補強設計に基づき耐震改修工事を行うもの。
- 耐震補強工事施工業者は、みなかみ町に本社又は本店を有する事業者であること。

■補助率及び補助金額

| 補助対象経費                                       | 補助率        | 補助金額     |
|----------------------------------------------|------------|----------|
| ・ 精密診断費<br>・ 耐震補強設計費<br>・ 工事監理費<br>・ 耐震補強工事費 | 対象工事の1/2以内 | 上限額 60万円 |

■他の補助金併用について

※ ○でも補助対象外になる場合もあるので各担当課へお問い合わせください。

|             | 住宅用省エネルギー設備設置費補助金 | 空き家バンク活用補助金 | 重度身体障害者等住宅改造費補助金 | 介護保険住宅改修費補助金 | 子育て家庭等住宅整備補助金 | 浄化槽設置整備費補助金 | 浄化槽宅内配管工事費補助金 | 下水道等事業に伴う排水設備工事費補助金 | 住宅等新築改修等補助金（住宅） | 住宅等新築改修等補助金（店舗） |
|-------------|-------------------|-------------|------------------|--------------|---------------|-------------|---------------|---------------------|-----------------|-----------------|
| 木造住宅耐震改修補助金 | ○                 | ○           | ○                | ○            | ○             | ○           | ○             | ○                   | ○               | ×               |

※表のマークの見方

- ：併用できます。（重複する工事箇所は申請できません。）
- ×：併用できません。

[illegible]